各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書 - 連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分

1 この届出書の用途

- (1) この届出書は、普通法人(特定の医療法人を除きます。)である連結親法人に係る連結子法人が、 法第81条の25 ((連結子法人の個別帰属額等の届出))の規定により、当該連結子法人の本店又は主た る事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等を記載した書類(個別帰属額及びその計算の基礎 を記載した書類)を提出する場合の「個別帰属額を記載した書類」として使用します。
- (2) この届出書は、普通法人(特定の医療法人を除きます。)である連結法人が連結確定申告書に添付する個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類を作成する場合の「個別帰属額を記載した書類」として使用します。

なお、連結子法人分は、(1)により作成したものの写しを使用することとして差し支えありません。

団 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三□〜別表十七を使用してください。なお、連結確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません。また、(2)の場合(連結確定申告書の添付書類)に作成する連結子法人分の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類については、連結確定申告書への添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
特 定	別表一の二(- の区分を表示し		分」に表示	する連結親法人	の「同 るもの 法人の	司非区分のでは	、各連紹 分」を表 なく、連 非区分」 です。	そデす 単結親
「旧所在地及び旧法人 名」	7/7 1 102/11	人名に変更	があった場	くは連結子法人 合には、旧納税 記載します。				
「※税務署処理欄」	売上(収入)金	上金額」欄に 額の合計額 ます。) を1	こついては (雑収入、 00万円単位	、損益計算書の 営業外収益及び 立(100万円未満	事業 なり、 る事 なが	者免税 また税 務の効 ること	は、消費 点の署に 率化に から、ます。	考とおけってもつと載を
別 表 等 要	るため、翌連結表セット及び基合には「否」欄なお、現在、	事業年度以 動定科目内部 な○をしま 「送付不要」	降、個別帰 R明細書の す。 としてい	紙を使用してい 属額等届出書付 送付が不要な場 る連結法人が、 出書付表セット				

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	及び勘定科目内 には「要」に〇			要となった場合				
税理士法第 30 条の書面提出有	税理士法第30 る書面を届出書 い。			明示》に規定す ○をしてくださ				
「連結事業年度分の申告に係る届出書」	ます。 (1) 連結確定申(2) 連結確定申定」 (3) 期限後申告確定」 (4) 更正に係る	告に係るもの 告の修正申 ⁴ に係るもの・ もの	か 告に係るも <i>0</i>	「期限後連結	空欄に定しるに、左	こ「更」 と記載 このよ	の場合に E」又に するに「E うにして	とも申告」
「個別所得金額又は個別欠損金額1」	ます。 (1) 別表七の 連結法人 別表四の に記載し、 の(ロ)に記 した金額を (2) (1)以外の 別表四の	の二付表二 の二付表「46 別表七の二 戦し、(イ) 上段に記載 上段に記載 連結法人 の二付表「46	「27」に金額 の①」の金 付表二「27 の金額と(ロ なします。	次により記載し質の記載のある額を中段の(イ)」の金額を下段のの金額を合計額を中段の(イ)す。				
「個別リース特別控除取戻税額5」	の規定により法 前日の属する は、する は、その は、その を は、 者置された り 消 置 法 り 消 置 法 れ る の は 、 者 置 さ れ た り れ た り れ た る り 、 は 、 る り 、 は 、 る 、 り 、 は 、 る 。 は 、 る は 、 る は 、 る は 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	第4条の2 結事業年度 うことても 8条のは 8条の試験 3合のエネル 3合のエネル 3人税額 8条の11第	の承認を取 で、次に場 れている金載 10項((連額に 55項((連結 レギー((連結 57項((連結	げる規定の適用 領がある場合に	計算に	こ関す 記載し	その金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金	を別

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	り消 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	高合 条の 13 年 8 条の 13 年 8 条の 14 年 8 条の 14 年 8 条の 15 年 8 条の 15 年 8 条の 15 年 8 条の 15 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年	基盤強(4項(単地) (4項) (4項) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	納税係のは 納達 納 が か が か が が が が が が が が が が が が が が が				
「連結法人税個別帰属 額計10」	その連結法人につき措置法第68条の67第1項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出額の40%相当額をこの欄の上段に外書として記載します。				額11」 得に対 別帰が に当れ	の場合、 」及び 対する選 属額12」 たった金額 した金額 て計算し	「差引退 連結法 <i>人</i> の欄の は、この 頃を「10	連結所 、税個)記載)外書
「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」及び「この届出が修正申告等によるものである場合」の各欄の外書	法第81条の31 規定により還付 に帰せられるも のがあるときに	の請求をし7 のに限りま ⁻	た法人税の額 す。)で還付	されていないも				
「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」	項(連結欠損金 る法第80条第6 定により還付を きは、その還付 るものに限りま	の繰戻しに 6項(欠損金さする金額に加算金の額 す。) を含め	よる還付》) の繰戻しに C係る還付加 (その連結 めて記載しる	よる還付》の規 加算金があると 法人に帰せられ				
った申告等により増加	ナスとなる場合	_						

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
又は減少する連結法人税個別帰属額(14)-(18)19」	ます。)を記載し	ます。						
「連結親法人が中小法人の場合」の各欄	連結親法人が 結事業年度の連 適用を受ける場	結所得に対	する法人税の	(中小法人の各連 の税率))の規定の				